

犯罪の被害にあわれた方を支援しています。

警察における犯罪被害者支援

11月25日～12月1日は**犯罪被害者週間**です。犯罪被害はいつ、どこで、誰に起こるか分かりません。被害にあわれた方やそのご家族は、直接的な被害のほかにも、「体調や気分がすぐれない」、「経済的に苦しい」、「周囲の人に傷つけられる」など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。警察では、関係機関と連携して、被害にあわれた方やそのご家族を支援しています。**ひとりで抱え込まずにご相談ください**。被害にあわれた方やそのご家族が回復するためには、周囲の方のご理解とあたたかな支援が必要です。皆様のご協力をお願いいたします。

【 主な犯罪被害者支援活動 】

○指定被害者支援要員制度

殺人等が発生した際に支援を担当する警察官を指定し、事情聴取に付き添うなどの支援を行います。

○カウンセリング

精神的な影響が大きい方への初期的なカウンセリングを行っています。

○犯罪被害者給付制度

故意の犯罪行為によりご家族を亡くされたご遺族などに国が給付金を支給する制度です。
(※一定の要件あり)

○性犯罪被害相談「勇気の電話」

☎#8103(シャープハートさん)
または 029-301-0278

○診断書料等の公費負担制度

診断書料等の費用を公費で負担しています。(※一定の要件あり)

○国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外で発生した犯罪により亡くなられた方のご遺族、身体に障害が残った方が対象となります。(※一定の要件あり)

【 民間支援団体との連携 】

警察では、途切れのない支援を行うために、関係機関・団体と連携しています。

- (公社) いばらき被害者支援センター ☎029-232-2736
月曜～金曜(祝祭日、年末年始を除く)午前10時～午後4時まで
・相談無料・秘密は守られます
- 性暴力被害者サポートネットワーク茨城 ☎029-350-2001
月曜～金曜(祝祭日、年末年始を除く)午前10時～午後5時まで
・相談無料・秘密は守られます・女性相談員が対応します
- 茨城県被害者支援連絡協議会
令和2年9月現在55団体
※警察署にも被害者支援連絡協議会があります



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

(※) マークと一緒に上記文字の表記が必要です。

詳しくは、警察本部犯罪被害者支援室029-301-0110
または、警察署の警務課被害者支援係までご連絡ください。

狩猟解禁について

期間：令和2年11月15日(日)から令和3年3月15日(月)

例年、全国的に狩猟期間中における猟銃等による事故が発生しています。

～ 狩猟される皆様へお願い～

猟銃等取扱いの五原則

- 1 銃は、常に自己の管理下に置くこと
- 2 銃口は、人のいる方向には絶対に向けないこと
- 3 実包の装てんは、発射の直前までしないこと
- 4 薬室は発射するとき以外は脱包して必ず解放しておくこと
- 5 銃は酒気を帯びている時には手にしないこと

基本を遵守して
事故防止に努めましょう!



指名手配に関する 情報提供のお願い!

警察では、指名手配犯人の中でも特に凶悪な犯人を重要指名手配と指定して、ポスターやウェブサイトなどにより公開し、犯人に繋がる情報提供を呼びかけています。

どの様な情報でも結構ですので、110番又は稲敷警察署
☎029-893-0110に通報をお願いします。



ポスターの犯人に似ている人を見た!
似た人を知っている!